

# 建築基準法第12条に規定する定期調査及び検査の報告対象一覧（報告時期表）

## 【特定建築物】

※面積表示は全て当該用途に供する部分

整理番号	用途	細区分 (統計用区分)	対象規模 ※1 (丸数字は国、◎は市基準)	報告 周期	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R8
					2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
01	学校(付属する体育館含む)	—	◎3階以上の階(100㎡超) ◎床面積 2,000㎡超	3年							
02	1:劇場、映画館又は演芸場	—	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の用途床面積 200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(100㎡超) ◎客席の床面積 300㎡超(国指定除く)	2年							
	2:観覧場、公会堂又は集会場	—	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の用途床面積 200㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超) ◎客席の床面積 300㎡超(国指定除く)	2年							
03	1:病院、有床診療所	—	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超) ◎床面積 500㎡超(国指定を除く)	2年							
	児童福祉施設等	2:入所型 (H28国交告240号第1第2項第2号～第9号に規定されている建築物 ※2) 3:通所型 (入所型以外の「児童福祉施設等」)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超) ※①～③は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る ◎床面積 500㎡超(国指定を除く)	2年							
04	百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	—	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積 500㎡以上 ③床面積 3,000㎡以上 ④地階にあるもの(100㎡超) ◎床面積 1,500㎡超(国指定を除く)	2年							
05	ホテル、旅館	—	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超) ◎床面積 500㎡超(国指定を除く)	2年							
06	1:博物館、美術館、図書館	—	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積 2,000㎡以上	3年							
	2:体育館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	—	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②床面積 2,000㎡以上 ◎床面積 2,000㎡超(国指定を除く)	3年							
07	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場、待合、料理店、飲食店	1:展示場、キャバレー、カフェ、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場 2:待合、料理店又は飲食店 ※3	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積 500㎡以上 ③床面積 3,000㎡以上 ④地階にあるもの(100㎡超) ◎床面積 500㎡超(国指定を除く) ※カフェ、待合を除く	2年							
08-10**	下宿、共同住宅、寄宿舍 ※高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る	サービス付き高齢者向け住宅又はグループホーム ※4	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の床面積 300㎡以上 ③地階にあるもの(100㎡超)	2年							
09	事務所	—	◎地階除く階数5以上かつ3階以上の床面積 1,000㎡超	3年							

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

※2 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※3 統計区分上、飲食店等のみの用途のものとする。

※4 H28国交告240号第1第2項第1号(老人福祉法第5条の2第1項第6号に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの)

## 【建築設備等】

整理番号	種別	細区分	対象 (丸数字は国、◎は市基準)	報告 周期	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
					2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
※	昇降機	エレベーター	令129条の3第1項各号に該当するもの ※指定から除くもの ①住戸内昇降機 ②テーブルタイプ(扉の下端が床から50cm以上)の小荷物専用昇降機 ③労安衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するもの(積載荷重1t以上)	1年							
		エスカレーター									
		小荷物専用昇降機									
		遊戯施設(市有4件のみ(報告非対象))									
建築設備	換気設備	国及び市指定の定期報告対象建築物に設置されたもの	1年								
	排煙設備										
	非常用の照明装置(バッテリー内蔵型を除く)										
防火設備	防火扉(感知器等連動型)	①国指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備 ②病院、有床診療所、高齢者・障害者等の就寝用途(床面積 200㎡以上)の防火設備(①を除く) ◎市指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備 ※(共通)指定から除くもの ①常時閉鎖式の防火設備 ②防火ダンパー ③外壁開口部の防火設備	1年								
	防火シャッター(感知器等連動型)										
	耐火クロススクリーン										
	ドレンチャーその他の水幕を形成するもの										

※ 建築物が定期報告の対象となっている場合は建築物と同じ整理番号。建築物が定期報告の非対象で昇降機のみが対象となっている場合は【1\*-\*\*\*\*】とする。